

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
1		○		○	1. 次回の説明会日程を明確にしてください。なお、今回はアジェンダに時間を記入し質問時間をとってください	市における回答のとおり		次回の説明会については、頂いた意見を参考に、日程や方法など関係機関と調整を図りながら開催に向けて検討いたします。
2		○		○	2. 黒潮地区20数名の地権者さまに次回ご参加もしくはどんな説明を業者から受けたのか?の開示をお願いします。 本来、あるべき姿は黒潮地区ならびにその他の近隣地区への説明責任があると考えます。	当社と資本関係のない第三者の専門調査会社に委託した環境影響調査の結果から、生活環境の保全上の影響が認められる地区は黒塩区様となりました。 この結果を踏まえて、佐賀県産業廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱に定められている関係地区等の要件により、関係地区は黒塩区様になると佐賀県にご了解をいただいたと理解しております。 当社は黒塩区様との間で、環境保全協定を締結させていただいており、同地区内で管理型最終処分事業を行うことへの同意をいただいております。 市民の内容ですので、協定の中身やこれまでの黒塩区様との協議の詳細については回答を控えさせていただきます。		特別に地権者として説明会に参加を要請することは考えておりません。
3		○	○	○	3. 廃棄物最終処理場工事に関して①一般的に工事費用は200～300億と言われています。 国・県・市から補助金ならびに交付金が使われる場合の会計報告（透明化）を開示義務にしてください。	今回のように民間が整備する最終処分場の建設費に対する国・県・市から補助金や交付金が交付されることはないかと理解しております。 当社が建設する最終処分場における投資額はまだ決まっておりませんが、何十億円という単位を想定しております。 なお、当社親会社の大栄環境株式会社（東証プライム市場上場会社）やそのグループ会社が整備する最終処分場の建設費の概算額は、大栄環境株式会社ホームページの「IRニュース」において2025年8月8日に公表している「2026年3月期第1四半期決算説明資料」の36ページ「将来の設備投資計画」に示しております。 当社の最終処分場の建設工事費の概算額もどこかの時点で、このページの中で開示することとなります。	民間の最終処分場建設に対する国や県の補助制度はありません。	今回の最終処分場の整備等に対する市の補助金及び交付金はありません。
4		○		○	4. 廃棄物最終処理場が完成後の運用方法について ・廃棄物を運搬する車両に関して ①経路を明確に市民に告知（経路以外の通行禁止） ②通行時間の制限を設ける（通勤時間ならびにスクール時間の運行禁止） ③廃棄物車両が何らかの事故を起こした際の対処 (1)経路以外の通行時の罰則規定等 (2)市ならびに請負業者が市民への再発防止策の説明会実施	黒塩区様はもちろんのこと、近隣区が所属される黒川町区長様、牧島地区区長様からのご意見もいただきながら、建設工事期間中の工事車両や最終処分場が完成した後の廃棄物運搬車両について、通行経路や通行時間帯等についてのルールを決めて、関係者への周知を徹底してまいりたいと考えております。 当社の最終処分場に入出入りする関係車両が事故を起こした場合、原因究明とともに再発防止策を関係者で共有するとともに、当該車両が所属する会社に対して、責任をもって対処するように要請いたします。 当該車両が当社を含む大栄環境グループの車両であれば、親会社である大栄環境株式会社のもとで、当社が責任をもって対処いたします。		②通行時間の制限については、状況を確認し、必要に応じて市の交通対策協議会で協議することになります。 ③まずもって市は、事故を起こした車両に対して(1)市が法令以外の罰則、事故に対する当事者責任はありません。また(2)事業者等に対処・検討いただく内容です。
5		○	○	○	4. 廃棄物最終処理場が完成後の運用方法について ・廃棄物最終処理場の運営方法に関して ①海ならびに川への放出する際の検査方法ならびに報告書の開示義務 ②検査結果は第三者機関（セカンドオピニオン）への差検査の実施義務	当社の最終処分場の中で廃棄物に触れた水（浸出水）は、国が定める排水基準まで、専用の浄化する施設（浸出水処理施設）で浄化した後に、放流いたします。 この放流する水は、川を経由せずに海に直接流れていくこととなりますが、放流する水の水質検査は、当社と資本関係のない第三者の分析会社にて実施いたします。また、その分析結果は、親会社である大栄環境株式会社のホームページで公表いたします。 また、黒塩区様をはじめ、近隣区が所属される黒川町区長様、牧島地区区長様に対して、別途直接、分析結果をご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。	①事業者は、法令で水質検査結果等、処分場の維持管理の状況について、公表する義務があります。 ②水質検査等は、事業者ではなく第三者である検査機関が実施しております。	市には検査の法的義務はありません。①、②事業者は、第三者の検査機関で検査を行い、親会社のホームページで公開されると伺っています。

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
6			○	○	<p>私は伊万里湾（釘島、名村造船所沖）で、ほぼ毎日釣った魚（マアジ・マルアジ・コノシロ・カタボシイワシ・キス・マゴチ・マルズズギなど）を年間500口以上、口分で食べています。</p> <p>調理法は刺身、フライ、塩焼きが主です。この海域は海水の入れ替わりが少ない場所ですが、ここで釣れた魚を日常で食べ続ける事による人体への影響はないのでしょうか？もし健康被害が出る可能性があるのなら、どのような症状が考えられるか教えてください。添付書類に主な釣り場と釣れる魚を明記しています。潮流や魚の食性も関係していると思いますのでそれも含めてご回答ください。また私は遊漁船を管んでおり、湾内を中心に釣り客を案内しています。釣り客がいない時は、湾内で釣った魚を市場に出したり、自分で食べたりして生活しています。もし風評被害などでお客様が激減した場合、何らかの救済措置は検討されていますか？</p> <p>生活がかかっています、回答をお願いいたします。</p>	<p>これまでも、伊万里湾沿岸には様々な工場が立地しており、それぞれの施設においては、法令で定める排水基準を遵守するとともに、県においてもモニタリングを行っています。</p> <p>廃棄物処分場についても同様に、事業者は法令に基づき、排水基準を遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。</p> <p>また、県においても、処分場の監視やモニタリングを行います。</p>	<p>国が定める排水基準値内の処理水の放流と聞いています。また、市は風評被害に対する救済措置は行う立場ではありませんので、検討していません。</p>	
7		○			<p>1. 国道沿いの丸見えの処分場の外観及び悪臭対策は？</p>	<p>当社の最終処分場は、国道沿いから施設内が見渡しやすい状況となっておりますので、国道沿いの当社敷地内において、植樹かその他の方法によって、目隠ししたいと考えております。</p> <p>悪臭対策に関しては、受入れする廃棄物の性状を事前に把握して悪臭が発生しないように適切に埋立処分するとともに、1日の埋立作業終了後には廃棄物に土を被せることとなります。</p> <p>また、必要と判断すれば、脱臭設備等の追加対策を速やかに実施することにより、地域のみなさまにご迷惑をお掛けするような悪臭が発生することのないように、しっかりと運営管理をいたします。</p>		
8		○			<p>2. 廃棄開始から20年経過の廃棄完了以降は自然放置か？大阪府和泉市のようにリサイクルパーク建設意志は？</p>	<p>廃棄物の受入れが完了した後、すぐに最終処分場としての管理をしなくてもよくなる訳ではありません。</p> <p>最終処分場として、維持管理する必要がなくなったということを廃棄物処理法に基づく手続きのもとに、佐賀県から認めていただくまでは、当社がしっかりと維持管理しなければなりません（法的な義務となっております）。</p> <p>最終処分場として、維持管理する必要がなくなったと佐賀県から認めていただいた後は、一般解放する形での跡地利用もできますので、どのような計画とするかは、将来、黒塩区様をはじめ、地域のみなさまからのご意見をもとに決めていきたいと考えております。</p>		
9		○			<p>3. 石綿、水銀等、埋立基準以下のもののチェックはどうしているのか？もし、基準以上のものが紛れ込んだ場合、浄化出来るのか？</p>	<p>廃棄物を受入れするには、事前に廃棄物を排出される事業者（排出事業者）と当社間で廃棄物処理委託契約を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。</p> <p>契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認した上で、埋立基準を満たしているかどうかの確認を行います。</p> <p>確認の結果、廃棄物の種類やデータが埋立基準を満たしていると確認できた場合は、排出事業者と当社間で廃棄物処理委託契約を締結します。</p> <p>廃棄物を受入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの確認を行います。</p> <p>万一、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、そのまま受入れをすることはなく、排出事業者に当該廃棄物を持ち帰りいただくこととなります。</p>		
10			○		<p>当初は質疑応答無しの説明会となっていたので、7月18日に黒川コミセンを通して市に質問を届けていたが、全く無視されたようで非常に不満です。</p>		<p>説明会では、当日は挙手による質疑を行い、質問ができなかった人は、説明会後にメール等で質問いただくようにしておりました。事前の質問に回答できなかったことをご理解ください。</p>	

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
11		○	○		<p>1. 浸出水調整槽と処理施設について</p> <p>今回の埋立面積は、52,800㎡です。東京ドームは46,700㎡です。東京ドームより広いです。伊万里市は大雨の時に1時間100mmを超えたとテレビのニュースでたまに紹介されます。降り始めから3日間で500mmを超えたという事は今までもあったはずですが。仮に、前日から雨に見舞われ1時間100mmの線状降水帯が2時間かかったとしたら5,280㎡の2倍、10,560㎡を超えます。</p> <p>今回計画の浸出水調整槽の6,000㎡をはるかに超えますが、その処理できなかった汚水、4,560㎡を超えた水はどこにいくのでしょうか？予定地の前の国道204号線は、大雨で冠水し度々通行止めになります。屋根を付ければ問題ないのでしょうか、お答えをお願いします。</p>	<p>当社の最終処分場における埋立作業は、最終処分場全体を同時に埋立していくのではなく、区画毎に分けて廃棄物の埋立を行う計画となっております。</p> <p>埋立を行っている区画に降った雨水は、仰るとおり、最終処分場内に浸透し、廃棄物に触れた水（浸出水）を貯めておくコンクリート製の水槽（浸出水調整槽）に貯留いたします。</p> <p>一方、埋立を行っていない区域には、雨水が最終処分場内に浸透しないように、埋立地表面を覆うキャッピングシートを敷き、雨水が浸出水調整槽に流入する量を減らすようにいたします。</p> <p>そのような埋立方法をとる前提で、過去30年間の伊万里市における気象データをもとに、国が定める方法により試算した結果、容量6,000㎡の浸出水調整槽と、処理能力200㎡/日の浸出水を浄化する施設（浸出水処理施設）を設置すれば、問題なく浸出水を処理できると考えております。</p> <p>なお、万一、過去30年間の雨の降り方を超える雨が降ったことにより、浸出水調整槽の容量を超える浸出水が発生した場合においても、一時的に最終処分場内にも貯水（貯水可能量は約24,000㎡になると考えております。）できる構造となっておりますので、問題なく処理できると考えております。</p>	<p>大雨等により浸出水調整槽の容量を超過した場合は、廃棄物処分場の埋立地内に貯水されることとなっております。</p>	
12		○	○		<p>2. 計画地の使用年数20年と企業の責任と県の権限者としての責任について</p> <p>この産廃地への埋め立て期間は20年と計画してありますが、事業者である「肥前環境」が運営する期間は勿論責任は持たれるものと思います。しっかりした素材だから長くもてるような説明会での話でした。しかし、全ての物体は長い年月が経つと必ず劣化していきます。</p> <p>施設の役目を終えてからあとの埋め立てられた産業廃棄物を覆っているシートが劣化し40年後、60年後に公害が発生したときは、責任は誰が持つのでしょうか？事業者ですか許可した県が持ちますか？</p> <p>今でも、産廃事業者が県の改善命令に従わない事例があつているというのにその時は東京ドームを超える面積の埋立てた廃棄物を撤去するなど「権限者」として県の責任において処理されるのでしょうか？</p>	<p>最終処分場に敷くゴムシート（遮水シート）は、国の定める基準を踏まえて、業界団体が定めた基準に適合するものを各メーカーが一般販売されており、当社もその遮水シートを用いて施工することとなります。</p> <p>プラスチックは、分子同士が結びついているエネルギーより大きなエネルギーを外から与えることで劣化していきます。その劣化を促進する代表的なものが紫外線です。</p> <p>最終処分場に敷き詰めるゴムシートもプラスチックですが、通常のプラスチックよりも紫外線による劣化が進みにくい材質となっております。</p> <p>最終処分場で使われるゴムシートは、廃棄物処分場における遮水シートの耐久性評価ハンドブック（国際ジオシンセティックス学会 日本支部 ジオメンブレン技術委員会 編）によると、保護マットで覆うことなく、紫外線をゴムシートに直接照射し続けた状態であっても、その耐用年数は49.5年と推定されております。</p> <p>実際の現場となる最終処分場においては、ゴムシートの上に、紫外線を遮る保護マットを敷いて、その上に廃棄物が埋立てられ、さらにその上を土砂で覆うことによるため、紫外線が長期間、ゴムシートに直接当たるような環境にはなりません。</p> <p>そのため、60年後に留まらず、それよりも長期間、遮水シートとしての機能を十分に果たすものと考えられると、メーカーからの見解を確認しております。</p> <p>そのため、最終処分場への埋立が終了した後、最終処分場としての維持管理が必要ないと行政から認めていただく状態になるまでの間、ゴムシートは十分にその機能を果たすと公に認められているものと理解しております。</p> <p>また、遮水シートに起因するものに留まらず、当社の最終処分場に起因して、万一、生活環境への影響を与えるような事態が起こった場合は、親会社の大栄環境株式会社のもとで、当社が責任をもって対処して補償いたします。</p> <p>佐賀県から改善命令を受けるような事態にはならないと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。</p>	<p>役目を終えた管理型最終処分場は、県において、廃棄物処分場の監視、モニタリングをしっかりと行い、水処理をしなくても環境への影響がない状態になったことを確認して廃止されますが、廃止後の最終処分場については、引き続き、土地所有者が責任を持つこととなります。</p>	

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
13		○	○		<p>3. 直接海に放流する予定地（立地条件が悪い） 紹介してある旧伊万里市環境センターから流れ出る雨水等の水は伊万里湾には流れていません。（現地に行ってみてください。）伊万里湾と逆方向に流れていて10km以上の距離を自然浄化させながら唐津の方面に流れています。有田町にある肥前環境さんが現在使用されている処理施設も位置や地形からして同様ではないかと思えます。 しかし、ここは海に直面して立地条件が非常に悪いです。長い距離を流れてきて自然浄化する事さえできません。 目の前、名村団地の公園は良い釣り場でたくさんの方が集まります。40～50cmのチヌやイカ、アジが良く釣れます。ここまでは、直線でわずか1,100mです。浦ノ崎の波止場までは5kmです。黒川の大雨で流された方はここで発見されたと聞いています。 伊万里湾は私たち住民（県民）が誇りに思う自然に恵まれた宝です。“いまりんビーチ”には市内外からたくさんの方が泳ぎに来ています。カブトガニを守っている人たちもいます。養殖場も沢山あります。船も何百隻と係留されています。私たち親子は釣りに出かけます。釣り場には沢山の釣り人がいるので譲りあって楽しんでいます。佐世保や福岡ナンバーの車も沢山います。伊万里湾は、伊万里市だけではなく松浦市、平戸市まで海に直接関係する人たちが沢山います。説明会は地権者だけではなくこのような人たちも関係者じゃないかと思えます。 処理施設から溢れて流れ出た水はダイレクトで海に流れ込みます。説明会でも質問がありました。どうして山の中ではないのかと。それとも、やはり福岡ドームのような屋根を作られるのでしょうか？</p>	<p>当社の最終処分場において、廃棄物に触れた水（浸出水）は専用の浄化する施設（浸出水処理施設）で浄化した後、国が定める排水基準を満たす水質で、伊万里湾に放流いたします。この放流による伊万里湾の海水の水質への影響範囲について、当社と資本関係のない第三者の専門調査会社に委託して環境影響調査を実施しております。 その結果、最終処分場からの放流水を国が定める排水基準ぎりぎりの水質で放流し続けたとしても、伊万里湾の水質に影響を受ける範囲は、放流口から半径23mの範囲と非常に狭い範囲に限定される結果となっております。 影響を受ける範囲とは、COD（水中の有機物など汚濁物質の量に係る換算指標値）、T-N（全窒素）、T-P（全リン）、重金属類が、現況の海水の水質と変わらないといえる状況になる範囲のことを指しております。 予測評価においては、閉鎖性水域である瀬戸内海の水質予測で指定されている一般的な予測手法を用いて評価しております。実際の運営においては、当然のことながら、最終処分場からの放流水を排水基準ぎりぎりの水質で放流し続けることはあり得ませんので、この結果も安全側で評価したものとなっております。 そのため、当社の最終処分場からの放流水による伊万里湾の水質への影響は軽微なものであると考えており、ご心配されている魚への影響はないと言えるレベルであると当社は考えております。当社が守るべき排水基準は、国が定める排水基準であり、伊万里湾に放流されている他の企業のみならずとも同じ基準となりますので、ご理解をお願い申し上げます。 伊万里湾には、国が定める排水基準以下に浄化した水しか放流しないことをお約束いたします。 なお、当社の施設はこの伊万里市で計画しているもの以外にはありませんので、有田町にあるとされる施設は、当社と関係がありませんので、併せてご理解をお願い申し上げます。</p>	<p>これまでも、伊万里湾沿岸には様々な工場が立地しており、それぞれの施設においては、法令で定める排水基準を遵守するとともに、県においてもモニタリングを行っています。 廃棄物処分場についても同様に、事業者は法令に基づき、排水基準を遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。 また、県においても、処分場の監視やモニタリングを行います。</p>	
14			○		<p>計画の把握について 7月17日付けの佐賀新聞の報道では、今回の計画は2016年（9年前）ごろから把握されていた。とのことであるが、この黒塩地区への計画を佐賀県はいつ把握されていたのか。</p>		<p>県が、黒塩区での廃棄物処分場設置計画について把握したのは、事業者から書類が提出された令和5年9月26日です。</p>	
15			○		<p>地元の範囲について 7月31日の佐賀新聞の説明では、地元の範囲について、県の方針で「処理施設が立地する地区と定めているので黒塩地区」とした。とのことだが、市民の関心が高い廃棄物最終処分場であること、また、埋め立て部分だけでも53,000㎡もの広い面積の計画を、黒塩地区だけにされたのが理解しがたい。黒塩地区だけではなく、最初から黒川町と牧島地区まで広げた範囲にできなかったのか。</p>		<p>今回、伊万里市が立会人となり、黒塩区の地元住民と事業者との間で環境保全協定が締結されており、また、法令に基づく許可要件も満たしていたことから、許可を行っています。 その上で、伊万里市や事業者主催の説明会が、黒川町全区と牧島地区の区長会を対象に行われたところです。 現在、黒塩区以外の住民の方からも、様々な心配や不安の声がある中、7月31日の説明会では、事業者は、「地元のご理解が得られない限り、事業を続けていけない。」「地元のご理解が得られるよう、真摯に対応していく。」と述べられています。 県は、伊万里市とともに、引き続き、事業者に対し、地元住民の理解を得よう求めています。 なお、地元の範囲について、狭すぎるとの意見もあり、県としては、真摯に皆さまの意見を聞きながら考えていきます。</p>	
16			○		<p>事前協議について 肥前環境から2023年（令和5年）9月、県へ「事前協議書」が提出されて伊万里市へ意見を照会されているが、伊万里市からはどんな意見が出されたのか。</p>		<p>伊万里市からは、令和5年12月19日に、地域住民（黒塩区）との合意形成を図り、理解を得ることや、佐賀県産業廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱に基づき、黒塩区と環境保全協定を締結すること、土地利用に関する法令等の許可等の有無に関する内容について、県に対して意見が出されています。</p>	

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
17			○		住民説明会について 今回の計画を肥前環境は、2023年(令和5年)9月に、事前協議書を県へ提出されている。その4ヶ月後に市の立会のもと黒塩地区と「環境保全協定」を締結されているが、7月31日のような計画説明会を「環境保全協定」を締結する前に開催すべきだったと思う。何故開催されなかったのか。		今回、伊万里市が立会人となり、黒塩区の地元住民と事業者との間で環境保全協定が締結されており、また、法令に基づく許可要件も満たしていたことから、許可を行っています。 その上で、伊万里市や事業者主催の説明会が、黒川町全区と牧島地区の区長会を対象に行われたところ。 現在、黒塩区以外の住民の方からも、様々な心配や不安の声がある中、7月31日の説明会では、事業者は、「地元のご理解が得られない限り、事業を続けていけない。」「地元のご理解が得られるよう、真摯に対応していく。」と述べられています。 県は、伊万里市とともに、引き続き、事業者に対し、地元住民の理解を得るよう求めていきます。 なお、地元の範囲について、狭すぎるとの意見もあり、県としては、真摯に皆さまの意見を聞きながら考えていきます。	
18			○		専門委員会等の意見について 設置許可申請の段階で、「告示・縦覧」「利害関係者・伊万里市の意見書」「専門委員会での審査」がなされているが、それぞれではどんな意見が出されたのか。		利害関係者からは、意見はあっていません。 伊万里市からは、一般廃棄物最終処分場に関する内容や隣接する牧島地区への説明を求める内容の意見が出されています。 専門委員会では、廃棄物処分場のよう壁や調整池の容量など、構造に関するもののほか、漁業権や黒塩区以外への影響について意見がありました。詳細については、県HPの「令和6年度第2回佐賀県廃棄物処理施設専門委員会」をご確認ください。	
19			○		再度の説明会開催について 7月31日の住民説明会は、事業者からの計画説明が主となり、計画内容についての質問時間がなかったため再度の住民説明会を開催して欲しい。		9月12日と13日に、伊万里市主催で説明会が予定されています。	
20	○	○	○	○	処分場ができると仮定して、 ①臭い対策 今現在、山代で稼働している魚の加工工場に臭いが、風向きによっては牧島地区、黒川地区まで来る。何キロも離れた所まで臭うのに200m位しか離れていない場所に臭いが来ない訳が無い！その対策はどうするのか？	NO.7の悪臭対策についての回答をご参照お願い申し上げます。	最終処分場に悪臭や飛散のおそれがある廃棄物を埋め立てる場合は、埋め立てと同時に、覆土をすることにより、悪臭や飛散を防止する仕組みとなっています。 なお、悪臭等の苦情があれば、必要に応じて、伊万里市と連携して改善に向けた指導を行います。	臭気対策は事業者がとるべきものと考えます。市としては、もし悪臭等の苦情があれば、現地を確認し、佐賀県と連携して必要に応じて改善に向けた指導を行います。
21	○	○	○	○	処分場ができると仮定して、 ②水対策 水は何層にも防水しても必ずすべての水は防水は出来ない。数%かは漏れる。その漏れた水が蓄積して環境汚染を起こすと思います。その対策は？	NO.12の回答をご参照お願い申し上げます。	事業者は、法令に基づき排水基準の遵守や地下水のモニタリングを実施することになります。また、県は、廃棄物処分場の監視やモニタリングを行っていきます。 仮に、水質の基準超過などがあった場合は、県は事業者に対し、直ちに施設を停止させます。	遮水シートの安全対策は事業者がとるべきだと考えますが、漏れた水が環境汚染を起こすようなことがあれば、現地を確認し、県の担当課と連携して対応いたします。
22	○	○	○	○	処分場ができると仮定して、 ③大雨対策 毎年大雨による被害が全国どこかです。一度に伊万里に集中豪雨が有った場合、処理場でその水量を確実に処理出来るのか？疑問。	NO.11の回答をご参照お願い申し上げます。	大雨等により浸出水調整槽の容量を超過した場合は、廃棄物処分場の埋立地内に貯水されることとなっています。	大雨対策について、市は回答する資料等を持ち合わせていません。
23	○	○	○	○	処分場ができると仮定して、 ④責任問題 今現在、国営事業、公共事業を見ると責任問題になると責任のなすりあい、どこも責任は取らない。泣きを見るのは周りの者だけ。地権者はお金を貰っているのでも何とも言えない。そういう現実がある。事業には最初に何かあったことを想定して責任問題を明確にしなければ許可を出してはダメだと思う。	当社が自らの資金で建設し、運営する最終処分場になりますので、当社が責任を持って、最終処分場の維持管理を行います。  万一、当社に起因して、当社が責任をとるべき事態が発生した場合は、親会社の大栄環境株式会社のもと、当社が責任を持って対処し、補償すべきものは補償いたします。	廃棄物処分場を適正に管理する責任は、事業者にあります。 事業者は、法令に基づき、排水基準の遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。県においても、処分場の監視やモニタリングを行っていきます。 仮に、水質の基準超過などがあれば、県は、直ちに施設を停止させます。	今回の計画は民間の事業であり、責任問題が生じたときは、まずは事業者が対応すべきと考えます。
24	○	○	○	○	将来的に見た、伊万里湾岸開発において処分地を含む黒塩地区の重要性をどのように考えているのか、長期ビジョンを示してほしい。 【質問の趣旨】 世界中において物流の増大化が進む今日、伊万里のコンテナ量の現状や国道204号の整備がなされると、この地区は七ツ島工業団地と連結し、又はインターにも近く物流団地や工業団地として最適と思う。よって、その時に処分場が大きな障害になると思うから。	伊万里市の計画に対するご質問ですので、当社からの回答は控えさせていただきます。	伊万里港は、工業開発の拠点として工業用地の造成、公共ふ頭の整備が進められてきましたが、これまでの伊万里港の整備は、伊万里港の港湾計画に基づき行われてきたものです。 現在の港湾計画では、七ツ島、久原地区は物流関連ゾーン、瀬戸地区は船溜まり関連ゾーン、福田地区・瀬戸地区は緑地レクリエーションゾーン、浦ノ崎地区は浚渫土砂受け入れゾーン、瀬戸地区の多々良海岸は自然環境保全ゾーンとして位置付けています。 なお、黒塩区については、港湾計画上の位置付けはなく、県で所管している計画等において、開発の長期ビジョンを示したものではありません。 今後も伊万里港が背後圏の地域産業を支える港として、発展していくよう、整備や利用促進に取り組んでいきます。	港湾管理者は佐賀県（港湾課）であるため、市としては伊万里湾岸開発における当該処分場を含む黒塩地区の重要性について長期ビジョンを示す立場にはありませんが、重要港湾である伊万里港は、臨海部に工業団地の造成や公共埠頭の整備等が進められ、現在では造船や半導体関連企業、木材、水産加工業等が集積し、近年においても、工場の増設やバイオマス発電所が新たに稼働するなど、市・県域はもとより背後圏の産業・経済を支える重要な港となっています。 このため、市では港湾の振興を重要施策の一つと位置づけているため、今後とも伊万里港の振興については、県と協力して推進していく必要があると考えています。
25	○				連結子会社である肥前環境株式会社で重大な過失が発生した場合、親会社としてどこまで責任を負うのか。	NO.23の回答をご参照お願い申し上げます。		

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
26			○	○	市民に対してどのような知らせ方をしてきたのか。		県は、令和6年10月7日から11月6日にかけて公報で告示を行い、県庁及び伊万里市役所で告示縦覧（書類提示）を行いました。	佐賀県からの依頼により令和6年10月7日から11月6日まで市環境政策課を縦覧場所として、一般廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処理施設設置許可に係る申請書の縦覧を行っております。また、令和7年3月24日に黒川町区長会・牧島地区区長会に対して市主催による説明会を開催しております。地元ケーブルテレビの協力を得て、7/15の市議会全員協議会、7/31の市民説明会の放映を通じて市民への周知を図っております。
27		○	○	○	今回住民の理解を得ていく為に、話し合いをしていますとの事だったが、この質問に対してはホームページで公開という事は話し合う気がないのでしょくか？	次回の説明会の前に、この回答は伊万里市のホームページで公表されると伺っております。この内容をご確認いただいたうえで、次回の説明会や個別にお話し合いができればと考えております。	9月12日と13日に、伊万里市主催で説明会が予定されていません。	不安や疑問の解消に向け、市が説明・回答できることは真摯にご対応いたします。7/31の市民説明会では、事前にお知らせしてまいりましたとおり質疑応答を行い、質問をメール等で受け付け、ホームページで回答を行っております。また、9/12,13には再度説明会を行う予定です。
28		○			利害関係者への説明が黒塩地区のみなのは何故か。隣接する築港や釘島、小黒川が含まれていないのはどうしてなのか？	N0.2の回答をご参照お願い申し上げます。		
29		○		○	地元への説明として何故区長だけなのか？区長だけが地元なのですか？実際に住んでいる住民は今まで説明なかった理由が知りたい。	N0.2の回答をご参照お願い申し上げます。そのように考える中で、2025年5月16日に黒川町区長会様、牧島地区区長会様への説明会を開催させていただき、7月31日の市民説明会（市主催）にも出席してご説明させていただきました。次回の説明会も含めて、今後も地域のみなさまとのコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。		説明会が関係地区に限定して開催されていたことから、市として、隣接する黒川町及び牧島地区への説明を求め、急きよ、3月24日に開催したものです。まず、住民代表である区長会に呼び掛けを行い、実施しました。
30		○			悪臭に対して発生が認められたら速やかに消臭するや苦情が出た場合は…との文面がR6.12.19に県に提出された申請書に書かれていました。しかし説明会の中では海に流れ出す汚水処理についてのみしかありませんでした。実際に予測されるデメリット全て（悪臭、大気汚染、騒音etc）に対して公表し、それに対する対策案を提示してほしい。※速やかにどのようにして消臭するのか苦情が出ないと対策はとらないのか…そういう事も含めて説明してほしい。	悪臭については、佐賀県ホームページ「令和6年度第2回佐賀県廃棄物処理施設専門委員会」に掲載の「資料2」が当社の資料となっており、この「資料2」82ページの記載内容についてのご質問と理解しております。悪臭対策については、N0.7の回答をご参照お願い申し上げます。また、最終処分場の運営により、生活環境への影響がどのようにあるかを予測した結果の概要のうち、悪臭以外の項目については、この「資料2」の以下のページにそれぞれ記載しており、生活環境への影響は軽微であると予測評価しておりますので、ご確認お願い申し上げます。 大気質：58～61ページ 騒音：63～72ページ 振動：74～79ページ 水質：84～87ページ		
31			○	○	①伊万里市に産業廃棄物最終処分場を設置するメリットがありますか。設置しようとする一番の理由は何でしょうか？		今回の廃棄物処分場については、事業者が設置を計画されているものです。	今回の廃棄物最終処分場について、市は、事業者へ設置への誘致等一切行っていません。民間企業独自の経済活動により計画されているものです。市には、事業者との間で設置に対する協議も行っておらず、また、最終処分場の設置許可権限がないため事業に伴うメリット、デメリットを評価する立場にありません。
32			○	○	②今後、市民への二回目以降の説明会はいつ実施される予定でしょうか？		9月12日と13日に、伊万里市主催で説明会が予定されていません。	9月12日と13日に、伊万里市主催で説明会を開催します。
33			○	○	③もし、市民からの賛同が得られなかった場合、県・市としては、どのような努力をされるつもりでしょうか。もしくは、どのような予定をされているのでしょうか？		廃棄物処分場の設置に当たっては、事業者が地元住民の理解を得ることが何より大切と考えます。今回、伊万里市が立会人となり、黒塩区の地元住民と事業者との間で環境保全協定が締結されており、また、法令に基づく許可要件も満たしていたことから、許可を行っております。その上で、伊万里市や事業者主催の説明会が、黒川町全区と牧島地区の区長会を対象に行われたところ。現在、黒塩区以外の住民の方からも、様々な心配や不安の声がある中、7月31日の説明会では、事業者は、「地元のご理解が得られない限り、事業を続けていけない。」「地元のご理解が得られるよう、真摯に対応していく。」と述べられています。県は、伊万里市とともに、引き続き、事業者に対し、地元住民の理解を得るよう求めていきます。	今回の廃棄物最終処分場は、民間企業の事業活動により計画されたものです。市としては、この計画についての情報の収集と市民の不安払しょくのため、また、市民が正しい理解を得るために、できる対応をしてまいります。今後とも、事業者に対して、市民への丁寧な説明を求めてまいります。

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
34		○			①本市では産廃の処理自体はないようですが、それぞれどのような処理をされたものが運び込まれるのでしょうか？それぞれの種類に沿っての説明をお願い致します。	「本市では産廃の処理自体はない」というご質問の意味が理解できておりませんので、あらためてご教示いただければ幸いです。当社の最終処分場で受入れる廃棄物は、例えば、火力発電所や廃棄物焼却施設などで発生する燃え殻やばいじん、建設工事や工場で発生する泥状のもので水分を絞ったもの（汚泥といいます。）、リサイクルに向かない不燃物のようなものを主に想定しております。その他の廃棄物についても、廃棄物処理法で定められた埋立基準を満たす廃棄物だけを埋立することとなります。		
35		○			②運び込まれる時は、どのようなアクセスで、どの程度の量（年間何トン？）を、どんな範囲から搬入される予定をされているのでしょうか？どのくらいの年限で満杯になるのでしょうか？	運び込まれるときのアクセスは、NO.4の回答をご参照お願い申し上げます。最終処分場の建設工事が完了し、最終処分場としての営業を開始してから満杯になるまで、20年間（年間に55,000m <sup>3</sup> 程度を埋立するペース）を予定しております。産業廃棄物の発生場所は、九州管内および山口県内を想定しております。		
36		○			③満杯になった後の、管理運営（進出水処理水や数値報告等）はどのような予定となっているのでしょうか？どのような管理運営方法で、何年後まで行う予定でしょうか。現在までに大栄環境グループが建設された施設で、満杯になった箇所が和泉市以外にありましたら、教えて下さい。埋設不能になった施設を、どのように継続して管理されていくのか、教えて頂ければと思います。伊万里市は和泉市とは違い、人口も少なく、公園などを造成しても収益が上がるとは思わないので、どのように計画されているのかを知りたいと思います。	ご質問のとおり、廃棄物の受入れが完了した後、すぐに最終処分場としての管理をしなくてもよくなる訳ではありません。最終処分場として、維持管理する必要がなくなったということを廃棄物処理法に基づく手続きのもとに、佐賀県から認めていただくまでの間は、当社がしっかりと維持管理しなければなりません（法的な義務となっております）。その間は、廃棄物に触れた水（浸出水）を浄化する施設（浸出水処理施設）を稼働いたしますし、埋立期間中と同様の管理を行うこととなります。佐賀県から認めていただくまでの期間については、満杯になった後、何年後と決まっている訳ではなく、廃棄物処理法で定められた基準を満たした後となります。最終処分場が満杯になった後は、廃棄物処理の受託による収入がなくなります。収入がなくても、しっかりと維持管理ができるように、廃棄物処理法では、埋立が終了した後に必要となる維持管理費用の総額を埋立期間中に（収入があるうちに）国が指定する機関に積み立てることを最終処分場を運営する事業者に義務付けております。よって、最終処分場が満杯になった後は、この維持管理のために積立していた資金を活用して、当社は責任を持って埋立終了後の最終処分場の維持管理を実施することとなります。当社は大栄環境グループの一員ですので、親会社の大栄環境株式会社のもとで潤沢な資金力も活用しながら、しっかりと維持管理を行います。大栄環境グループ内で、埋立が完了した最終処分場は、大阪府和泉市の最終処分場以外にも、兵庫県三木市、和歌山県紀の川市、京都府木津川市、三重県伊賀市にあり、維持管理の必要がなくなったと廃棄物処理法に基づく手続きのもとに都道府県から認めていただいた施設もあれば、現在も維持管理期間中である最終処分場もあります。なお、大阪府和泉市の最終処分場跡地は公園とグラウンドにして一般開放しておりますが、駐車場を含めて無料開放しておりますので、公園としての収入は物販収入のみであり、公園単体として黒字経営をしているわけではありませんが、親会社の大栄環境株式会社のもとで潤沢な資金力を活用しながら、20年以上運営を続けております。		
37		○			④当市では運び込まれた産廃を、そのまま埋め立てていくということかと理解しておりますが、近年の豪雨や、地震などの天災に対する対応はどのように考えておられるのでしょうか？施設自体への覆い等は必要ないのでしょうか？	近年の豪雨への対応は、NO.11の回答をご参照お願い申し上げます。  そのため、最終処分場全体を屋根で覆う必要はないと考えております。  また、地震への対応として、地震時にも最終処分場が崩れることがないことを安定計算により確認しております。		
38		○			⑤遮水シートの耐用年限はどのくらいでしょうか？	NO.12の回答をご参照お願い申し上げます。		

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
39			○		<p>何故、佐賀県伊万里市に企業が申請した件案を認可したのか。福岡県（人口509万人）の伊万里市また、熊本県（人口169万人）の伊万里市ならば、県の為にどの考えも有りますが、九州でも一番人口が少ない佐賀県（人口78万人）です。この計画案は県に必要なし。他県の為にどの考えなかったんですか？</p> <p>ここ数年「これまで最大の台風」「聞いた事の無い豪雨」発生、「命を大切にしましょうただちに避難」気象庁のテレビによる呼び掛けを数多く見聞きします。</p> <p>建設予定地は、地滑り地帯と地元では有名で、国道204号バイパス（原発事故を想定避難道路）説明会で地元黒塩地区の頑なな反対で計画（津波、満潮時の高潮等）を変更し、高台から海岸線側になったいわくつきの場所（県議事録あるはず）です。質問に真摯におこたえ下さいませ。</p>		<p>地すべり防止区域内においては、地すべり防止法第18条第1項及び2項並びに同法施行令第5条に具体的な行為の制限が定められており、該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受ける必要があります。</p> <p>許可の審査にあたっては、申請がなされた事業計画の内容について、地すべりの防止を著しく阻害し、又は、地すべりを著しく助長するものでないか、基準に沿って確認を行っています。</p> <p>今回の黒塩区の地すべり防止区域内の行為についても、審査基準に基づき審査を行い、申請箇所の複数ヶ所の調査ボーリングの結果から岩盤（地表付近から深部に至るまでN値50以上）が確認されていること、地表水を速やかに排出するための対策として排水路が法面小段や開発区域境界の各所に設置されていること、また、掘削箇所は地すべりブロックから尾根を介して距離があることなどから、今回の行為では地すべりの防止を著しく阻害し、又は、地すべりを著しく助長するものではないと判断し、許可をしています。</p> <p>また、許可の条件として、施工中は地山の変状について伊万里土木事務所と観測方法等に関して協議し、観測を行うこと、地山の変状を覚知したときは工事を直ちに中止し、速やかに伊万里土木事務所に連絡すること、必要に応じて速やかに応急対応を行うこと等を付しております。</p>	
40				○	<p>伊万里市は佐賀県に対し意見書を提出されています。令和5年11月、令和6年6月、令和6年10月、令和6年12月、令和7年1月、全5回その全ての内容を知らせて下さい。</p>			<p>市が保有している行政文書については、情報公開制度がありますので、請求があれば公開の可否を審査し、可能であれば請求者に情報を公開することになります。</p>
41		○	○	○	<p>1. 地下水・海の安全性―漏出の可能性と流出経路をご説明いただけますでしょうか？</p>	<p>最終処分場から浄化後に放流される水に関する経路や安全性についての見解は、NO.5の回答をご参照お願い申し上げます。</p> <p>最終処分場の遮水シートに関する安全性についての見解は、NO.12の回答をご参照お願い申し上げます。</p> <p>最終処分場の上流側と下流側に設置する観測井戸（地下水）の水質検査を定期的に行うことで、遮水シートの機能が果たされていることを確認するようになっております。</p> <p>この地下水の水質検査も、当社と資本関係のない第三者の分析会社にて実施し、その分析結果は親会社である大栄環境株式会社のホームページで公表いたします。</p> <p>また、黒塩区様をはじめ、黒川町区長会様、牧島地区区長会様には直接分析結果をご報告する機会を設けさせていただきたいと考えております。</p>	<p>当該最終処分場は、底部に浸出水集排水管を設け自然流下により、浸出水処理施設まで導水します。浸出水処理施設から排水基準を満たした水を海洋に直接放流する計画です。</p> <p>事業者は、法令に基づき排水基準の遵守や地下水のモニタリングを実施することになります。また、県は、廃棄物処分場の監視やモニタリングを行っていきます。</p> <p>仮に、水質の基準超過などがあった場合は、県は事業者に対し、直ちに施設を停止させます。</p>	<p>市は回答する立場にありませんし、回答するために十分な資料を持ち合わせていません。</p>

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
42		○	○	○	2. 第三者評価の有無－独立機関が検証されていますでしょうか？	廃棄物処理法に基づく最終処分場の建設許可を受けるための申請（設置許可申請）の手続きの中で、佐賀県廃棄物処理施設専門委員会に対して、佐賀県より意見聴取を行っていただいております。	生活環境影響調査やモニタリング（水質検査等）も事業者ではなく、第三者が行います。また、県が設置の許可を検討するに当たっては、第三者機関である専門委員会での意見を参考に判断しています。	行政手続上、権限がないため、市は回答する立場にありません。
43		○	○	○	3. 事故時の補償－誰が、いくら、どのように補償されるのでしょうか？	当社に起因して、事故が起こった場合は、当社が責任を持って補償いたします。	廃棄物処分場を適正に管理する責任は、事業者にあります。事業者は、法令に基づき、排水基準の遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。県においても、処分場の監視やモニタリングを行っていきます。仮に、水質の基準超過などがあれば、県は、直ちに施設を停止させます。	事故の内容により、責任を負う者が異なってくると考えますが、市は回答する立場にありません。
44		○	○	○	4. 交通・騒音影響－トラック増加の安全対策はどのようにされますでしょうか？	NO.4の回答をご参照お願い申し上げます。	事業者は、過積載がないことや、段差があるところは徐行運転を行うことについて、収集運搬業者に周知することとしています。	廃棄物運搬車両による騒音が確認された場合は、県と連携して指導等を行います。市道でガードレールやミラーなどの安全施設の設置の必要性については、状況を確認し、必要に応じて市の交通対策協議会で協議することになります。
45		○	○	○	5. 産業への影響－漁業・農業・観光の損害試算はされていますでしょうか？	最終処分場は、日本国内に2,000カ所以上もある施設です。公共が運営する最終処分場や、しっかりとした事業者が運営している最終処分場であれば、漁業・農業・観光に損害を与えるような事業ではないとイメージいただけるものと考えております。そのため、当社がこの地の漁業・農業・観光に損害を与えることは想定していないため、試算はしておりません。万一、当社に起因して、損害を与えた場合は、親会社の大栄環境株式会社とともに当社が責任をもって補償いたします。	損害試算はしていません。	損害試算はしていません。
46		○	○	○	6. 住民参加の仕組み－監視委員会に市民枠はありますか？	監視委員会を設置する予定は今のところありませんが、監視委員会が設置され、説明を求められれば、説明していきたいと考えております。 なお、黒塩区様はもちろんこと、近隣区が所属される黒川町区長会様、牧島地区区長会様をはじめ、地域のみなさまに、当社のことを知っていただき、理解をしていただき、応援をしていただけるように努めていきたいと考えておりますので、積極的に施設を見ていただきたいと考えております。	監視委員会が設置されれば、モニタリング結果等について情報提供していきます。	現在のところ、市全体での監視委員会を設置する予定はありません。
47		○	○	○	7. 情報公開－評価書・計画書は全公開されていますでしょうか？	施設設置許可申請手続き期間中においては、生活環境影響調査書の縦覧を実施している期間がありました。現在は、佐賀県ホームページ「令和6年度第2回佐賀県廃棄物処理施設専門委員会」に掲載の「資料2」が、当社の設置許可申請内容や生活環境影響調査書の内容をまとめたものとなっておりますので、ご確認お願い申し上げます。	廃棄物処分場の設置許可申請書及び環境影響調査報告書について、県は、令和6年10月7日から11月6日にかけて公報で告示を行い、県庁及び伊万里市役所で告示縦覧（書類提示）を行いました。また、専門委員会の資料は、県HP「令和6年度第2回佐賀県廃棄物処理施設専門委員会」で公開しています。	市は今回の計画を審査し、許可等を行う立場にないため、評価書、計画書に対して資料を持ち合わせていないこと、また、情報公開に関する権限はありません。
48		○			水銀やアスベストの最終処分場は他にあるのか？どこにあるのか知りたい。	アスベストや、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の埋立が可能な許可を得ている最終処分場は、全国に数多くあります。大栄環境グループにおいては、運営中の6ヶ所の管理型最終処分場のうち5ヶ所で、アスベストや、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の埋立が可能な許可を得ております。		
49		○			水銀やアスベストの遮水シートは何十年もつのか？永久にもつことはないのでは劣化したら、いつ誰がどうやって交換するのか知りたい。そのままだと土壌汚染するのではな	NO.12の回答をご参照お願い申し上げます。		
50		○			処理したとはいえ、水銀やアスベストを含んだ水を伊万里湾に流すと滞留し、長年で蓄積され、健康被害が起きる可能性が高いのになぜ伊万里湾なのか。	廃棄物に触れた水（浸出水）を専用の浄化する施設（浸出水処理施設）で浄化した後に放流する水から、水銀やアスベストが検出されることはありませんので、ご心配されないようお願いいたします。		
51		○			黒塩地区に水銀、アスベストの最終処分場をどういう理由で決められたのか。全国あるなかで決められたのはなぜなのか知りたい。	NO.48にお示ししたとおり、アスベストや、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の埋立が可能な許可を得ている最終処分場は、全国に数多くあります。国内で珍しい施設というものではありませんので、ご理解をお願い申し上げます。		
52		○			大雨が降った時も処理できるのか知りたい。	NO.11の回答をご参照お願い申し上げます。		
53		○	○		すぐ近くに「カプトガニ生息地」や「いまりんビーチ」がある。汚染水が流れると未来の子どもたちにとって最悪である。漁協の方、カキや車エビ養殖、浪浦の塩などこれまで努力して、地域おこしをされてきた産業にとっても伊万里市民にとっても大問題である。 なぜ健康被害が問題とされる水銀、アスベストの最終処分場を受け入れたのか。未来の子どもたちにとっても負の遺産となり、これから先ずっと問題をかかえることになる「水銀アスベスト」の最終処分場を受け入れたのか知りたい。30年～50年後、その先のことも行政は考えるべきではないのか？何十年後、健康被害や様々な問題が起こったとき誰が責任をとるのか知りたい。		これまでも、伊万里湾沿岸には様々な工場が立地しており、それぞれの施設においては、法令で定める排水基準を遵守するとともに、県においてもモニタリングを行っています。廃棄物処分場についても同様に、事業者は法令に基づき、排水基準を遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。また、県においても、処分場の監視やモニタリングを行います。	今回の廃棄物処分場の計画は、県が審査を行い設置の許可をしたものであり、市が同意又は不同意することは行政手続上ありません。責任問題については、質問23での回答の通りです。



市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
61			○		5. 廃棄物法第15条4項には「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設～略～について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類～を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。」と規定されるが、2024年3月1日申請以後10月7日告示まで7ヶ月以上経過している。これは廃棄物法違反ではないのか? 「遅滞なく」の定義を環境省から文書で貰い、それを開示した上で説明してください。		一般的に「遅滞なく」とは、時間的即時性は強く要求されますが、その場合でも、正当な、又は合理的な理由に基づく遅滞は許されるように解されています。 今回は、令和6年3月1日付けで事業者から申請書が提出された後、その申請書の記載事項に不備があったため、補正・差し替えなどの対応を求め、全て整った後、告示縦覧を行いました。	
62			○		6. 他県他都市においては選定委員会等を設置し、選定段階から情報公開を積極的に行い、時間をかけて県民理解を得ているが、この佐賀県においては情報が一般に知られたのは佐賀新聞の6月末の記事が初めてであり、さらに許可はその5ヶ月前に既に出てしまっている。この状況は控えめに言っても県民市民を蚊帳の外に置いているとしか思えないが、県の理屈をお聞きしたい。法手続きさえクリアすれば、何をやっても許されると思いませんか、も教えてください。		廃棄物処分場の設置に当たっては、事業者が地元住民の理解を得ることが何より大切であると考えています。 今回、伊万里市が立会人となり、黒塩区の地元住民と事業者との間で環境保全協定が締結されており、また、法令に基づく許可要件も満たしていたことから、許可を行っています。 その上で、伊万里市や事業者主催の説明会が、黒川町全区と牧島地区の区長会を対象に行われたところですが、 現在、黒塩区以外の住民の方からも、様々な心配や不安の声がある中、7月31日の説明会では、事業者は、「地元のご理解が得られない限り、事業を続けていけない。」「地元のご理解が得られるよう、真摯に対応していく。」と述べられています。 県は、伊万里市とともに、引き続き、事業者に対し、地元住民の理解を得よう求めています。	
63			○		7. 以上により、伊万里市民の慎重かつ徹底的な議論を行うために最終処分場工事の10月開始の延期をお願いしたい。いかがか?		廃棄物処分場の設置に当たっては、事業者が地元住民の理解を得ることが何より大切であると考えています。 今回、伊万里市が立会人となり、黒塩区の地元住民と事業者との間で環境保全協定が締結されており、また、法令に基づく許可要件も満たしていたことから、許可を行っています。 その上で、伊万里市や事業者主催の説明会が、黒川町全区と牧島地区の区長会を対象に行われたところですが、 現在、黒塩区以外の住民の方からも、様々な心配や不安の声がある中、7月31日の説明会では、事業者は、「地元のご理解が得られない限り、事業を続けていけない。」「地元のご理解が得られるよう、真摯に対応していく。」と述べられています。 県は、伊万里市とともに、引き続き、事業者に対し、地元住民の理解を得よう求めています。 なお、地元の範囲について、狭すぎるとの意見もあり、県としては、真摯に皆さまの意見を聞きながら考えていきます。	
64			○		説明会の中で「地元をどうとらえているか?」との問いに対して県要綱で「立地する地区」となっていることを説明され、重ねて「指摘を真摯に受けとめる」とお答えになりました。そうであるなら、今回の事例から変更し、再度一からやり直すべきだと考えますが、いかがでしょうか?		廃棄物処分場の設置に当たっては、事業者が地元住民の理解を得ることが何より大切であると考えています。 今回、伊万里市が立会人となり、黒塩区の地元住民と事業者との間で環境保全協定が締結されており、また、法令に基づく許可要件も満たしていたことから、許可を行っています。 その上で、伊万里市や事業者主催の説明会が、黒川町全区と牧島地区の区長会を対象に行われたところですが、 現在、黒塩区以外の住民の方からも、様々な心配や不安の声がある中、7月31日の説明会では、事業者は、「地元のご理解が得られない限り、事業を続けていけない。」「地元のご理解が得られるよう、真摯に対応していく。」と述べられています。 県は、伊万里市とともに、引き続き、事業者に対し、地元住民の理解を得よう求めています。 なお、地元の範囲について、狭すぎるとの意見もあり、県としては、真摯に皆さまの意見を聞きながら考えていきます。	
65	○				1. 本件施設はどこかには必要です。私はそう考えております。しかし、海側の高潮の可能性のある場所であり、防潮設備や流出対策など、ご検討が見えない部分もございます。例えば汚染物質の流失など緊急時のBCPを公開や、市や環境団体と協力して設定されているかなどご状況をお教えてください。	高潮浸水ハザードマップでは、計画地は浸水区域に指定されているため、高潮に対する対策は考慮しております。 高潮以外にも、BCP対策の整備は必要であり、大栄環境株式会社のBCP対策を踏まえながら、運営を開始するまでに整備してまいりたいと考えております。 ただし、NO.45にも記載しましたとおり、地域産業に損害を与えるような事業ではないと考えておりますので、その内容を広く公開することは考えておりません。		

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
66	○				2. 黒塩地区での環境保護協定について公開されることは考えていらっしゃいませんか。貴社HPでは信頼を強調されており、私もそうあってほしいと願っております。協定自体は保護の方針などを記載されており、おおよしISO14001では外部コミュニケーションの規定もございますため可能であれば公開を頂けるかお教えてください。	<p>市民の内容ですので、環境保全協定書の公開は考えておりません。</p> <p>これから施設を建設し、最終処分事業を行っていく過程の中で、継続して、黒塩区様はもちろんのこと、近隣区が所属される黒川町区長会様、牧島地区区長会様をはじめ、地域のみなさまへ当社のことを知っていただき、理解をしていただき、応援をしていただけるように努めていきたいと考えております。</p> <p>黒塩区以外の近隣の地区様や近隣の団体様等から、当社のような姿勢をご理解いただき、環境保全協定を締結されたいとのご要望があれば前向きに協議をさせていただきます。</p>		
67	○				3. 本件につきまして、連結子会社である肥前環境様は「地区」に拘られています。しかし、貴社HPでは「地域住民」「地域社会」という表現を記載されております。本件で「地区」に拘られる理由をお教えてください。	NO.2の回答をご参照お願い申し上げます。		
68	○				4. 貴社第一四半期資料ではM&Aによる業容拡大を目指されており、人口減少地域での廃棄物処理効率化を本件施設はどこかには必要です。私はそう考えております。しかし、海側の高潮の可能性のある場所であり、防潮設備や流出対策など、ご検討が見えない部分もございます。例えば汚染物質の流失など緊急時のBCPを公開や、市や環境団体と協力して設定されているかなどご状況をお教えてください。	今回、いろいろといただきましたご質問に回答させていただいておりますので、ご参照をお願い申し上げます。		
69	○				5. 埋め立て完了後の管理はどのようにされる予定でしょうか。肥前環境様は貴社の連結子会社ですが、埋め立て完了後に清算、子会社を切り離すなどされれば、管理者がいなくなることも想定されると考えております。ほかの処分場も含め、貴社の方針をお教えてください。	親会社の大栄環境株式会社は、過去M&Aしたグループ会社を吸収や合併したことはあっても、資本関係を解消して切り離したことはありませんので、ご安心ください。		
70	○	○			6. 本件について海洋への処理水の放流がございますが重金属類についての影響調査がなされておられません。100%回収されると考えられますでしょうか。また、干満差による土壌移動、大雨時の海流などを考慮されていない止水域での計算に見受けられました。どのような理論でどう計算されているかお教えてください。	NO.13の回答もご参照お願い申し上げます。		
71	○		○		7. 本件につきまして、伊万里湾は閉鎖性海域としての特徴のある海域であり、汚染が発生すれば、佐賀県・伊万里市だけでなく、長崎県・松浦市にも影響が発生します。近隣自治体との対応など、緊急時におけるご対応の想定やリスクマネジメントをお聞かせください。	NO.13の回答をご参照お願い申し上げます。	<p>これまでも、伊万里湾沿岸には様々な工場が立地しており、それぞれの施設においては、法令で定める排水基準を遵守するとともに、県においてもモニタリングを行っています。</p> <p>廃棄物処分場についても同様に、事業者は法令に基づき、排水基準を遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。</p> <p>また、県においても、処分場の監視やモニタリングを行います。</p> <p>仮に、水質の基準超過などがあれば、県は、直ちに施設を停止させます。</p>	
72	○	○			8. 本件につきまして、情報公開用のHPなどを作成される予定があるかお教えてください。また、貴社の2024年3月期統合報告書における非財務データでは、水質に重金属やヒ素類についての記述が分かりにくく、どのように測定されるかをお教えいただきたいと存じます。	NO.70の回答をご参照お願い申し上げます。		
73			○		①事業者からの申請内容に不備やミスがあった場合、これからでも許可の取り消しはありえるのか？		仮に、申請内容の不備等が判明した場合は、事業者は変更許可申請又は軽微変更届を行う必要があります。	
74			○		②運営や管理に支障がもし生じたら、誰が、どのように、対処するのか？ また責任は誰が負うのか？		<p>廃棄物処分場を適正に管理する責任は、事業者にあります。</p> <p>事業者は、法令に基づき、排水基準の遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。県においても、処分場の監視やモニタリングを行っています。</p> <p>仮に、水質の基準超過などがあれば、県は、直ちに施設を停止させます。</p>	

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
75			○		③風評被害への責任や補償は誰が負うのか？		<p>廃棄物処分場を適正に管理する責任は、事業者にあります。事業者は、法令に基づき、排水基準の遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。県においても、処分場の監視やモニタリングを行っています。</p> <p>仮に、水質の基準超過などがあれば、県は、直ちに施設を停止させます。</p>	
76			○		④伊万里湾を利用する隣県松浦市などへの説明は必要ないと考えているのか？		<p>これまでも、伊万里湾沿岸には様々な工場が立地しており、それぞれの施設においては、法令で定める排水基準を遵守するとともに、県においてもモニタリングを行っています。</p> <p>廃棄物処分場についても同様に、事業者は法令に基づき、排水基準を遵守するとともに、地下水のモニタリングを行います。</p> <p>また、県においても、処分場の監視やモニタリングを行います。</p> <p>仮に、水質の基準超過などがあれば、県は、直ちに施設を停止させます。</p>	
77			○		⑤住民投票で「反対」が多かった場合、県は許可の取り消しをすべきと考えるか。		<p>廃棄物処分場の設置に当たっては、事業者が地元住民の理解を得ることが何より大切と考えます。</p> <p>今回、伊万里市が立会人となり、黒塩区の地元住民と事業者との間で環境保全協定が締結されており、また、法令に基づく許可要件も満たしていたことから、許可を行っています。</p> <p>その上で、伊万里市や事業者主催の説明会が、黒川町全区と牧島地区の区長会を対象に行われたところですが、現在、黒塩区以外の住民の方からも、様々な心配や不安の声がある中、7月31日の説明会では、事業者は、「地元のご理解が得られない限り、事業を続けていけない。」「地元のご理解が得られるよう、真摯に対応していく。」と述べられています。</p> <p>県は、伊万里市とともに、引き続き、事業者に対し、地元住民の理解を得よう求めています。</p> <p>なお、地元の範囲について、狭すぎるとの意見もあり、県としては、真摯に皆さまの意見を聞きながら考えていきます。</p> <p>仮に、水質の基準超過などがあれば、県は、直ちに施設を停止させます。</p>	
78			○		①市が想定する完成後のメリット、デメリットを市民に示してほしいが、回答を。			質問31での回答の通りです。
79			○		②市長は市民の不安に真摯に対応すると言いながら、全員協議会や説明会に出席しない。 今後は出席してほしい			今回の計画について、市（市長）に許可等の権限がないことから、説明会等へ出席しておりません。
80			○		③副市長は「県の許可がおきるまではお知らせできなかった」と誤った発言をされているが、訂正と謝罪が必要ではないか。			<p>今回の計画は民間の事業計画に伴うものであり、県が考えている地元が同意されている状況のなか、法に則り進められている手続きを阻害する可能性があることを処分場設置の許可権を持たない市が行うことはできませんでした。</p> <p>告示・縦覧のタイミングで知らせることは可能でしたが、今回の案件だけを特別に取り上げてお知らせすることは困難でしたので、許可まで情報が出せなかったことをご理解ください。</p>
81			○		④今後、市民が不安を感じる施設などの開発で告示・縦覧される際に、議会や市民に広報するための改善策は考えているか？			今後、国・県の計画等についても、市が縦覧場所になる場合は、市のホームページ上でお知らせするように計画しています。
82			○		⑤住民投票で市民の思いを可視化することはしないのか？			市民の意思で、態度を表明する住民投票制度は、間接（議会制）民主制度を補完するもので、制度そのものは有効な手段であると認識しています。しかし、本来は市政運営上の重要事項を対象とするものです。今回は、県の許可権限に関する事項を対象とすることから、その制度設計には充分慎重にならざるを得ず、そのため現時点では、住民投票は考えておりません。

市民説明会（7月31日開催）に係る質問事項

質問 No.	質問先				質問内容	事業者	県	市
	大栄	肥前	県	市				
83		○			<p>①事業者が想定する完成後のメリット、デメリットを市民に示してほしいが、回答を。</p> <p>当社が想定する地域経済へのメリットは、最終処分場の建設工事や運営期間中及び埋立完了後の維持管理工事における市内企業への発注、雇用の創出、最終処分する廃棄物を排出される企業の廃棄物処理コストの低減（遠方への運搬をされている場合の運搬コストの低減を想定しております）、地域の活性化への寄与などが挙げられます。</p> <p>デメリットは、当社施設へ出入りする車両により交通量が増えることではないかと考えております。</p>			
84		○			<p>②埋立可能量110万立米の処分場が満杯になるのはいつを想定されているのか？</p> <p>最終処分場の建設工事が完了し、施設の運営を開始してから満杯になるまで、20年間で予定しております。</p>			